

# 今村総合病院における研究活動の不正行為に関する規則

2015年4月1日 制定

2017年6月1日 改訂

2018年10月1日 改訂

2025年1月1日 改訂

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、今村総合病院(以下「当院」という。)における研究上の不正行為の調査等について必要な事項を定め、もって当院における研究の公正性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究者及び当院の専任職員のみならず、当院において研究活動に従事する者(非常勤の研究員等)を含む。

(不正行為)

第3条 この規則において「不正行為」とは、研究者(研究者であった者を含む。)が行った次に掲げる行為(悪意のない誤り及び意見の相違によるものとみなされるものを除く。)をいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他人のアイデア、分析方法及び解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、了解若しくは適切な表示なく流用すること。

(4) 各種法令等に違反して研究費の預け金、不正出張、謝金の不正支払い等を行う、応募資格又は受給資格がないにもかかわらず、応募又は交付申請を行うことで、不正に研究費を受給すること。

2 前項に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害(追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠ぺい、廃棄及び未整備を含む。)も、不正行為に含めるものとする。

## 第2章 研究倫理体制

第4条 研究者倫理の向上及び研究不正行為の防止に関する業務を管理させるため、今村総合病院倫理委員会と連携を行う。

2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

## 第3章 申立て及び調査

(申立窓口及び申立て)

第5条 当院に、研究不正行為を防止するために、研究不正行為に関する申立てを受理する申立窓口を当院コンプライアンス委員会に置く。

2 前項の申立窓口に、研究不正行為に関する申立ての適切な管理のため、申立受付担当者を置く。

3 研究不正行為の可能性があると思量する者は、何人も、第1項に規定する申立窓口で申立てを行うことができる。

4 申立てをしようとする者(以下「申立者」という。)は、顕名により、不正行為を行ったとする研究者及びグループ、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的合理的理由を示して申立てを行わなければならない。

らない。

5 ここに定めるもののほか、申立ての方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(申立ての受理等)

第6条 申立受付担当者は、前条の申立てがあったときは、コンプライアンス委員会に報告するものとする。

2 コンプライアンス委員会は、前項の申立ての報告を受けたときは、申立ての受付から30日以内に、申立ての内容の合理性を確認し調査の受理又は不受理を決定するとともに、その結果を申立者及び配分機関に報告するものとする。

(他機関への協力依頼)

第7条 第6条の申立てを処理するに当たり、必要な場合は、他機関に協力を依頼するものとする。

(調査委員会の設置)

第8条 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

第9条 不正にかかる調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当院に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。

(調査委員)

第10条 調査委員会は次に掲げる委員で組織する

(1) コンプライアンス委員会の指名する者

(2) 関連部署の所属長等

(3) 当該研究の専門家等

(4) 当院に属さない第三者（弁護士、公認会計士等；機関及び告発者、被告発者との直接の利害関係を有しない者）

(5) その他必要と認められる者

(一時執行停止)

第11条 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて調査対象事業の研究費の使用停止を命ずる。

(審理及び認定)

第12条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額について審理し、認定をする。

2. 委員会は認定の結果を院長に報告するとともに、申立者及び対象研究者に通知しなければならない。

(異議申し立て)

第13条 対象研究者及び申立者は、認定の結果に異議があるときは、最高管理責任者に対し10日以内に異議申し立てをすることができる。

(措置)

第14条 最高管理責任者は、研究対象者に不正行為があったと認めるときは、当該不正行為の重大性の程度に応じて、次の措置をとるとともに、再発防止のための必要措置を講じなければならない。

(研究に係る経費の使用停止・中止・返還等)

第15条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決めてから委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の使用を停止することができる。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、被認定者に対し、ただちに当該競争的資金の使用中止を命じ、当該研究に係る経費について、一部又は全部を返還させることができる。

3 最高管理責任者は、不正行為の事実が行われなかったと認定された場合、被告発者にとつた研究に係る経費の

使用停止を解除するものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 16 条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 告発の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出すること。

5 調査に支障がある等、不正な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

(懲戒処分について)

公的研究費の不正使用に係る懲戒処分については、慈愛会の規定に準ずる。

(秘密保持義務)

第 17 条 コンプライアンス委員会及び調査委員会の委員並びに申立受付担当者、その他通報の処理に関する業務に携わる者は、不正使用に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(利益相反関係の排除)

第 18 条 研究倫理管理者、委員会及び調査委員会の委員並びに申立受付担当者は、自らが関係する申立ての処理に関与してはならない。

附 則 この規則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

この規則の改定は、2017 年 6 月 1 日から施行する。

この規則の改定は、2018 年 10 月 1 日から施行する。

この規則の改定は、2025 年 1 月 1 日から施行する。